解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日

沖縄県宜野湾市嘉数二丁目四番一七号

有限会社旭興産

清算人　古堅　悟

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十二月十九日開催の臨時総会の決議により、平成二十四年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日

千葉県東金市田間一二九八番地

社団法人東金市緑花木センター

清算人　志賀　直温

解散公告（第一回）

当社団法人は、平成二十四年五月七日開催の理事会の決議並びに平成二十四年十二月二十日の福岡県教育委員会の許可により解散したので、当社団法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日

北九州市若松区浜町二丁目六番二号

社団法人第四区公民館

代表清算人　小林　由幸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十二月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日

大阪市中央区高麗橋三丁目三番七号

社団法人大阪府植物防疫協会

代表清算人　林　育彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十二月九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日

広島県山県郡北広島町雲耕六二〇番地

社団法人雄鹿原村雲耕積善報徳社

代表清算人　岡嵜　富貴

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年一月四日愛媛県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日

愛媛県四国中央市中之庄町一〇八番地

財団法人中之庄地区公益会

代表清算人　篠原　茂

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年十二月十三日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日

大分県中津市耶馬渓町大字金吉二一六六番地

耶馬渓すっぽん漁業生産組合

清算人　江渕　真一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十月九日開催の社員総会の決議により平成二十四年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日

島根県出雲市大社町杵築南一三四四番地

社団法人出雲大社青年会議所

清算人　福間　真吾

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月二十七日大分県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月三十一日

大分市荷揚町二番三一号

大分市土地開発公社

代表清算人　小出　祐二

配当公告

岡山市北区平田一一二番地の一一七

破産者　株式会社オカタテ

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十三年（フ）第二四六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二七〇、五六八、六六〇円

一、配当することのできる金額

金二、七六五、六〇六円

平成二十五年一月三十一日

岡山市北区蕃山町七番一号二〇一

破産管財人　和田　朝治

配当公告

岡山市北区幸町四番五号

破産者　阪神食品株式会社

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十三年（フ）第五七八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三二一、一五二、五五六円

一、配当することのできる金額

金八二、九六二、四九四円

平成二十五年一月三十一日

岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル四階

破産管財人　大林　裕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達郡国見町大字小坂字小坂一八番地、最後の住所福島県伊達郡国見町大字泉田字平林七番地の二九

被相続人　亡　中村　義美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月三十一日

事務所福島県福島市宮下町七番一六号渡辺健寿法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡辺　健寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市下手計九六番地六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　福島　隆子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月三十一日

埼玉県東松山市箭弓町二丁目一三番六号

榎本ビル二階山下法律事務所

相続財産管理人　弁護士　樺澤　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県熱海市熱海一八九〇番地一六、最後の住所静岡県熱海市熱海一八九〇番地の一六　四〇一三

被相続人　亡　栗山　勝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月三十一日

事務所静岡県焼津市焼津三丁目一一番一九号

相続財産管理人　宮内　豊文

第19期決算公告

平成25年1月31日

岩手県和賀郡西和賀町沢内貝沢3地割647番地1

株式会社銀河高原ビール

代表取締役　横川　一雄

貸借対照表の要旨（平成24年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	202,648
	固定資産	840,456
	合計	1,043,104
負債及び純資産の部	流動負債	113,212
	固定負債	1,044,194
	株主資本	△ 114,302
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 164,302
	その他利益剰余金	△ 164,302
	（うち当期純利益）	(29,862)
	合計	1,043,104